

## 八戸市津波避難施設整備計画策定業務について

### 1. 業務目的

津波災害時に発生する避難困難者が避難するための津波避難ビルの指定や津波避難タワー等の整備に関する基本計画を策定する。

### 2. 対象区域

調査対象は、八戸市内のうち、多賀地区を除く沿岸地域とし、7 地区に区分する。ただし、多賀地区については、「多賀地区復興まちづくり計画策定業務委託」の成果を活用する。

### 3. 委託業者

大日本コンサルタント株式会社

### 4. 委託期間

平成 24 年 12 月 28 日～平成 25 年 12 月 20 日

### 5. 主な業務内容

(1) 避難対象地域の検討	津波浸水予測図をもとに、避難すべき地域について字単位ごとに検討する。
① 避難可能範囲の抽出	避難開始から津波到達までの時間内に避難目標地点まで移動可能な範囲を抽出する。
② 避難困難地域の抽出	健全者及び歩行困難者の区分により抽出。歩行困難者は、災害時要援護者、75 歳以上の高齢者など。
③ L1 津波対策の検討	青森県から提供された L1 津波浸水想定区域図を基に検討を実施。
(2) 避難対象人数の検討	平日昼間・夜間、休日昼間・夜間の最大人口を検討する。また、イベントにおける集客についても考慮する。
(3) 避難場所の検討	指定避難所、津波避難ビルの収容能力の整理や、新たな津波避難ビルの指定、タワーの整備について検討する。
① 避難施設・避難場所の整理	津波浸水予想区域内及び区域外にある施設の最大収容能力を明らかにする。なお、小・中学校の校舎の収容可能人数も含めて検討する。
② 町内会を考慮した避難先の検討	津波浸水時の避難先を、町内会組織単位で考慮した住所の字単位ごとに検討する。
③ 津波避難施設・場所の設定	津波浸水予測区域内における既存建造物等の利用を検討し、浸水深、構造等に基づいて安全と認められる施設を設定する。
④ 津波避難施設・場所の新設	既存建造物だけでは避難困難地域が解消されない場合は、避難施設・場所の新設を検討する。
(4) 避難方法の検討	避難施設・避難場所への避難経路を町内会組織を考慮した字単位毎に設定する。原則徒歩避難とするが、避難困難地域解消、歩行困難者の避難のため、自動車避難を容認する場合も考慮する。
(5) 住民説明会の実施	連合町内会等の単位で 18 箇所の会場で説明会を開催。
① 住民説明用避難マップの作成	町内会組織を考慮した字界ごとの避難路、避難目標、避難施設及び避難場所を示した図。
② 三次元イメージデータの作成	三次元画像や三次元地形により、津波の高さ等が分かる三次元イメージデータを作成する。